（法第10条第1項第7号関係）

2023年度の事業計画書

2023年　4月　1日から　2024年　3月　31日まで

特定非営利活動法人コミュニティ・スペース sacula

1　事業実施の方針

昨今の子ども・若者の孤立や孤食、生きづらさに対する居場所活動や相談サポートを目的とする。
「専門性より関係性」を活動理念とし、居場所活動を通じて信頼関係の構築を重視し、安心できる関係であることを認識した後、本人の意思の尊重に基づいた相談サポートを行う。
子どもや大人、みんなが「楽しい！」時間をすごすだけでなく、日常の中にある「寂しい・しんどい」など様々な「声」も聴き、「一緒に考える」時間を大切にしていく。
居場所や相談サポートを通じて、子どもや若者が【チャレンジすること】や【挑戦する理由】、【自分だからできること】をみつけ、色々な『達成』や『経験』ができる世の中を目指す。

2　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 （単位：千円）
子どもの居場所の運営事業	①みんなの食堂　ひまわり食堂 ②夜の食堂　みにひまわり食堂 ③学習スペースすみれ ④フリースペースクローバー ⑤不登校児等のスペース スイートピー ⑥個別対象レスパイト・ケア ⑦すずらん子ども食堂	(A) ①毎月第一日曜日 １１時～１４時 ②毎月第三水曜日 １７時～１９時 ③毎週火曜日 １６～１８時 ④長期休暇 １０～１７時 ⑤月一回開催 ９時～１６時 ⑥週一回～月一回 １７時～２１時 ⑦毎月第三土曜日 １１時～１４時 (B) ①川岡東自治会館 ②～④、⑥法人事務所 ⑤⑦京都市下京区 (C) ①～⑦ スタッフ2～4人 ボランティア4～5人	(D) ①②③④⑦ 主な対象は学区児童 ⑤⑥ 京都市内在住者 (E) ①～⑦ 各5～20人	

若者の居場所の運営事業	① 若者のご飯会　ミモザ ② 若者のお泊まり会　あさがお ③ 若者の秘密基地　すずらん	(A) ①月に2回 １１時～１５時 １８時～２１時 ②奇数月に一回 １７時～翌日１１時 ③毎日 10 時ー22 時 (B) ①～③京都市下京区 (C) ①～③ スタッフ 1～3 人 ボランティア 1～2 人	(D) 関西在住の若者 (E) 各 5 名程度	
若者の相談サポート・アウトリーチ事業	来所・電話・SNS・アウトリーチなど様々なツールを用いて、ソーシャルワーカーによる相談サポートを行い、課題の可視化、長期ビジョンやスモールステップを構成し、課題解決を目指す。 京都府内に限らず、大阪、滋賀からの相談も受けているため、継続して幅広いニーズに応えていく。	(A) 10 時～22 時 (B) 事務所を拠点に実施 (C) スタッフ 3～5 名	(D) 関西在住の若年女性 (E) 10 名程度	
若者の居住サポート事業	来所・電話・SNS・アウトリーチなど様々なツールを用いて出たニーズをもとに、ソーシャルワーカーやカウンセラー等による課題の可視化、長期ビジョンやスモールステップを構成する。京都府内に限らず、大阪、滋賀からの相談も受けているため、継続して幅広いニーズに応えていく。 【自立サポートシェアハウス】 共同生活を通じて生活基盤を立て直し、課題解決を目指す。 【アフターフォロー】 ひとり暮らし物件探しや生活の不安の傾聴等、シェアハウス退去後の生活のフォローを行う。	(A) 毎日 (B) 主にコミュニティ・スペース sacula 事務局 シェアハウス物件 (C) スタッフ 3～5 人	(D) 関西在住の若年女性 (E) 5 名程度	
若者の職業体験に関する事業	① ハンドメイド品の製作 ② マルシェでの販売 ③ カフェでの就労体験	(A) ①スイートピーやミモザ開催時 ②③不定期 (B) ① 各会場 ②京都市内 ③京都市下京区 (C) スタッフ 1～3 人	(D) 関西在住の若年女性 (E) 5 名程度	

居場所や相談に係る講演事業	子ども・若者理解を現場実践に基づいて広めていく。	(A) 講演依頼に応じて行う。 (B)主に関西圏内 (C)2名	(D) 主に関西圏内 (E) 100名程度	
居場所や相談に係る専門家やサポーターの養成・コンサルティング事業	子ども・若者理解を現場実践に基づいて広め、主にソーシャルワーカーの養成に努める。 また、運営面のコンサルテーションを担い、各団体とのネットワーク形成を図る。	(A) 依頼に応じて行う。 (B)主に関西圏内 (C)2名	(D) 主に関西圏内 (E) 5名程度	